

■ 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画素案概要について

1. 高齢者の現状と将来推計について

1) 高齢者数の現状

我が国の人口は令和5年1月1日現在、約1億2,475万人となり、平成20年より人口減少社会に転じています。一方で65歳以上の高齢者数は約3,617万人となっており、総人口に占める高齢者の割合、いわゆる高齢化率は約29.0%となっています。

北海道では令和5年1月1日現在、総人口が約510万人、高齢者数は約167万人となっており、高齢化率は約32.7%となっています。

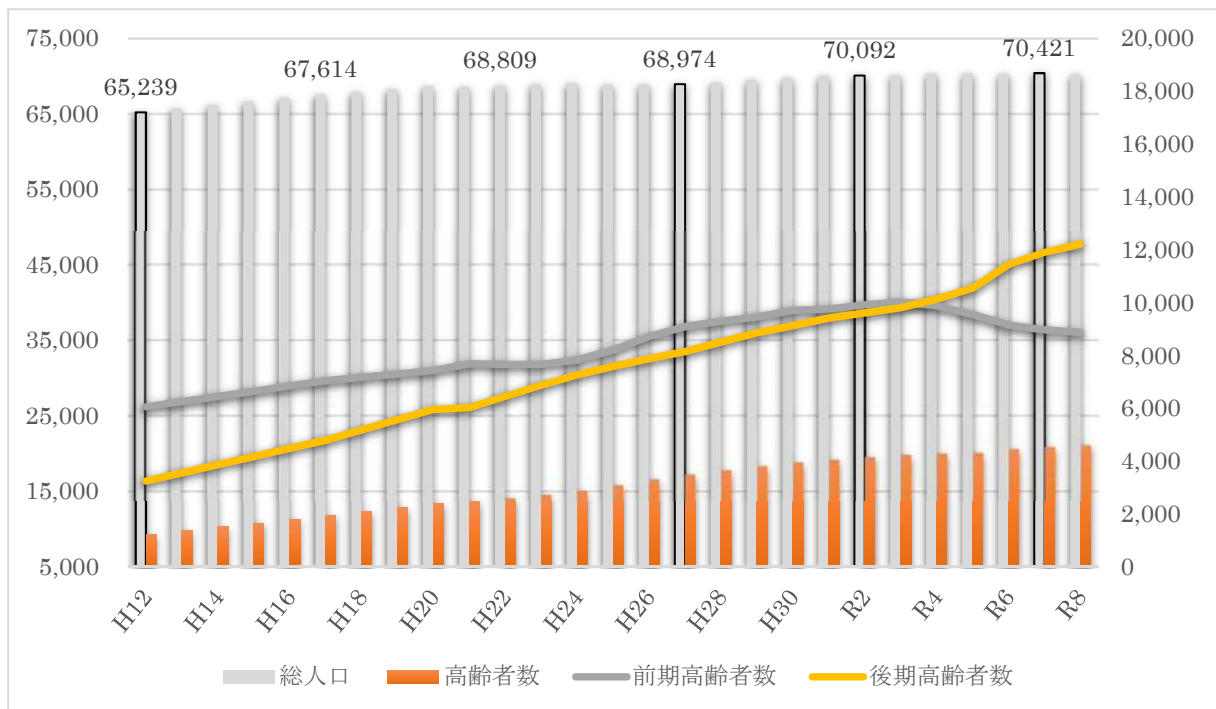
恵庭市の住民基本台帳では令和5年1月1日現在、総人口が70,179人、高齢者数は20,008人となっており、高齢化率は28.5%となっています。令和5年10月1日の恵庭市の総人口は70,387人、高齢者数は20,099人、高齢化率は28.6%となっています。

	恵庭市 (R5.10.1)	恵庭市 (R5.1.1)	北海道 (R5.1.1)	国 (R5.1.1)
総人口	70,387人	70,179人	約510万人	約1億2,475万人
高齢者数	20,099人	20,008人	約167万人	約3,617万人
高齢化率	28.6%	28.5%	32.7%	約29.0%

出展：「恵庭市住民基本台帳」、「人口推計」（総務省統計局）（<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>）、

「北海道の高齢者人口の状況」（高齢者保健福祉課（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/koureishajinkou.htm>）

【恵庭市の人口推計グラフ（参考）】



2) 高齢者数の推移

我が国の人口は令和5年1月1日現在、約1億2,475万人となり、平成20年より人口減少社会に転じています。一方で65歳以上の高齢者数は約3,617万人となっており、総人口に占める高齢者の割合、いわゆる高齢化率は約29.0%となっています。

令和5年10月1日現在、住民基本台帳に基づく恵庭市の人口は70,387人であり、このうち65歳以上の高齢者は20,099人、高齢化率は28.6%となっています。

【高齢者数の推移】

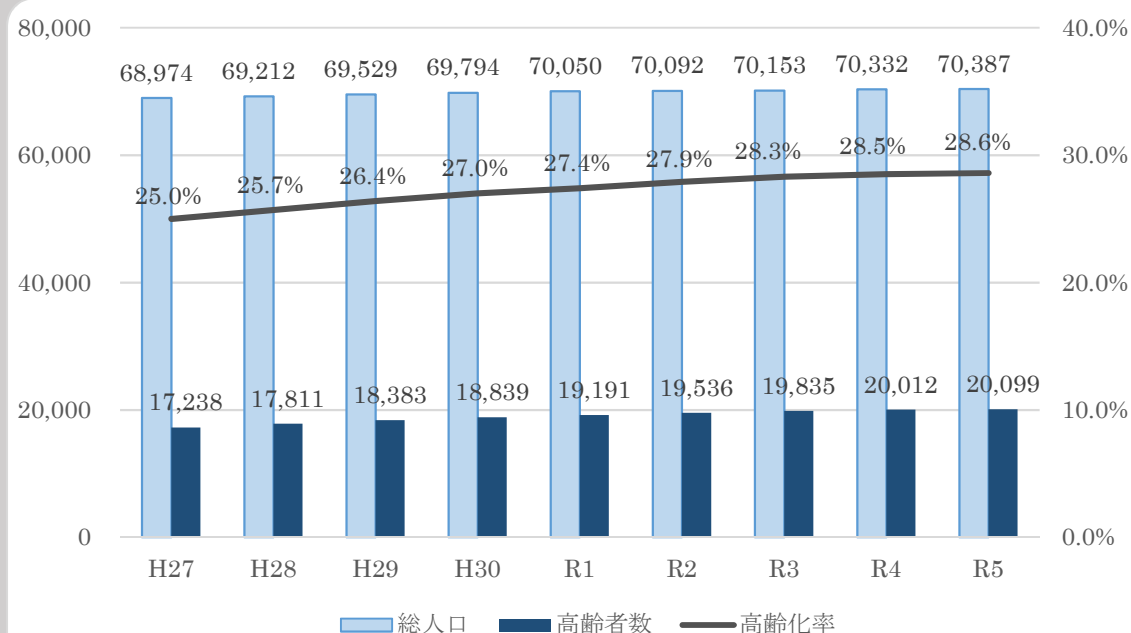
<単位：人>

計画期間	第6期事業計画(実績)			第7期事業計画(実績)			第8期事業計画(実績)			
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
総人口	68,974	69,212	69,529	69,794	70,050	70,092	70,153	70,332	70,387	
高齢者数	人数	17,238	17,811	18,383	18,839	19,191	19,536	19,835	20,012	20,099
	高齢化率	25.0%	25.7%	26.4%	27.0%	27.4%	27.9%	28.3%	28.5%	28.6%
前期高齢者 (65～74歳)	人数	9,092	9,299	9,465	9,713	9,764	9,922	10,030	9,879	9,550
	比率	13.2%	13.4%	13.6%	13.9%	13.9%	14.2%	14.3%	14.1%	13.6%
後期高齢者 (75歳～)	人数	8,146	8,512	8,868	9,126	9,427	9,614	9,805	10,133	10,549
	比率	11.8%	12.3%	12.8%	13.1%	13.5%	13.7%	14.0%	14.4%	15.0%
40～64歳人口	人数	23,539	23,505	23,520	23,550	23,689	23,668	23,726	23,871	23,945
	比率	34.1%	34.0%	33.8%	33.7%	33.8%	33.8%	33.8%	33.9%	34.0%

※各年10月1日時点

【高齢者数の推移グラフ】

<各年10月1日現在>



3) 高齢者数の将来推計

高齢者数の将来推計値を算出すると、団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年には29.7%となり、高齢者数も20,880人となることが予測されます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年については、高齢化率が36.6%となり、高齢者数も24,380人となることが予想され、これは恵庭市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることであり、その後も令和32（2050）年までは総人口の減少が続くも高齢化率の増加が予想されます。

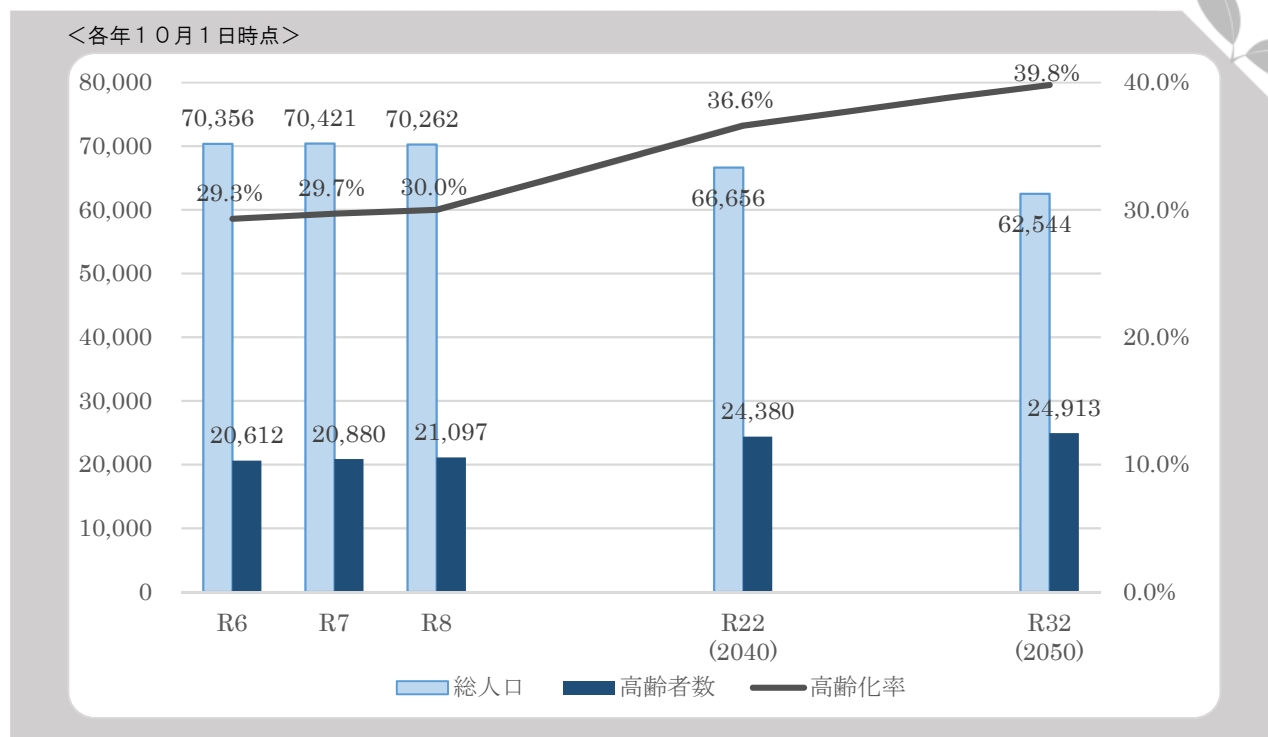
【高齢者数の将来推計】

計画期間	第9期事業計画(推計)			将来推計 R22 (2040)	将来推計 R32 (2050)
	R6	R7	R8		
総人口	70,356	70,421	70,262	66,656	62,544
高齢者数	人数	20,612	20,880	24,380	24,913
	高齢化率	29.3%	29.7%	36.6%	39.8%
前期高齢者 (65～74歳)	人数	9,162	8,971	10,064	9,169
	比率	13.0%	12.7%	15.1%	14.7%
後期高齢者 (75歳～)	人数	11,450	11,909	14,317	15,745
	比率	16.3%	17.0%	21.5%	25.2%
40～64歳人口	人数	23,876	23,935	19,472	15,887
	比率	33.9%	34.0%	29.2%	25.4%

※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、恵庭市企画課作成による「2019 恵庭市人口ビジョン」をもとに独自推計したものと

【高齢者数の将来推計グラフ】



4) 要支援・要介護認定者数の推移

令和5年度の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は3,220人、認定率は16.1%となっています。平成28年度まで高齢者数と同様に認定者数も増加していましたが、恵庭市では平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を実施しており、要支援者の一部が予防給付から総合事業へ移行したことから、認定者数及び認定率が一時的に減少しています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

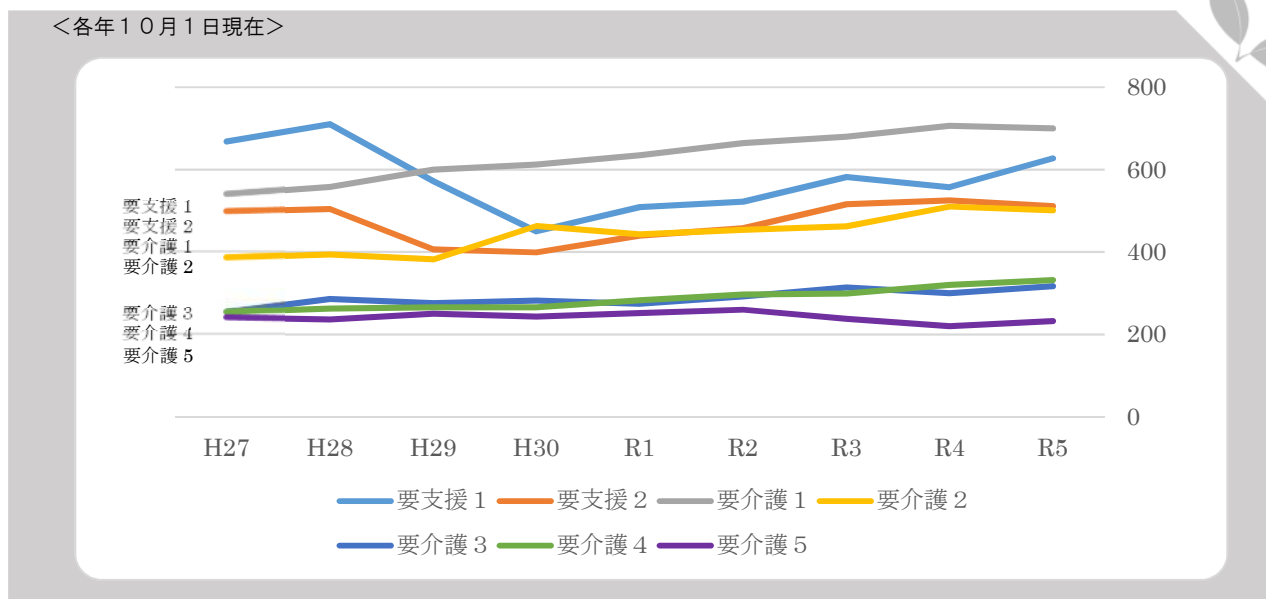
<単位：人>

計画期間		第6期事業計画(実績)			第7期事業計画(実績)			第8期事業計画(実績)		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第1号被保険者	要支援1	668	710	572	467	503	522	582	557	627
	要支援2	498	504	406	397	441	458	516	525	511
	要支援計	1,166	1,214	978	864	944	980	1,098	1,082	1,138
	要介護1	540	558	600	620	631	664	680	706	700
	要介護2	386	394	382	461	451	454	462	510	501
	要介護3	254	286	276	278	267	292	314	300	317
	要介護4	254	263	266	263	284	297	299	320	332
	要介護5	241	236	250	246	259	260	238	220	232
	要介護計	1,675	1,737	1,774	1,868	1,892	1,967	1,993	2,056	2,082
	計	2,841	2,951	2,752	2,732	2,836	2,947	3,091	3,138	3,220
認定率(高齢者に占める割合)	15.8%	16.2%	16.3%	14.5%	14.8%	15.1%	15.7%	15.7%	16.1%	
第2号被保険者		76	81	70	69	75	73	76	68	65
合計		2,917	3,032	2,822	2,801	2,911	3,020	3,167	3,206	3,285

※各年10月1日時点

【恵庭市の認定者数の推移グラフ】

<各年10月1日現在>



5) 要支援・要介護認定者数の将来推計

高齢化の進展と共に認定者数も増加し、令和7年度(2025)年度には第1号被保険者の認定者数は3,550人、認定率は17.0%となることが予測されます。その後も、令和22(2040)年には第1号被保険者の認定者数は5,046人、認定率が20.7%になると予想されます。その後は令和32(2050)年までは認定者数は緩やかに増加するものの、認定率は横ばいで推移することと予想しています。

【要支援・要介護認定者数の将来推計】

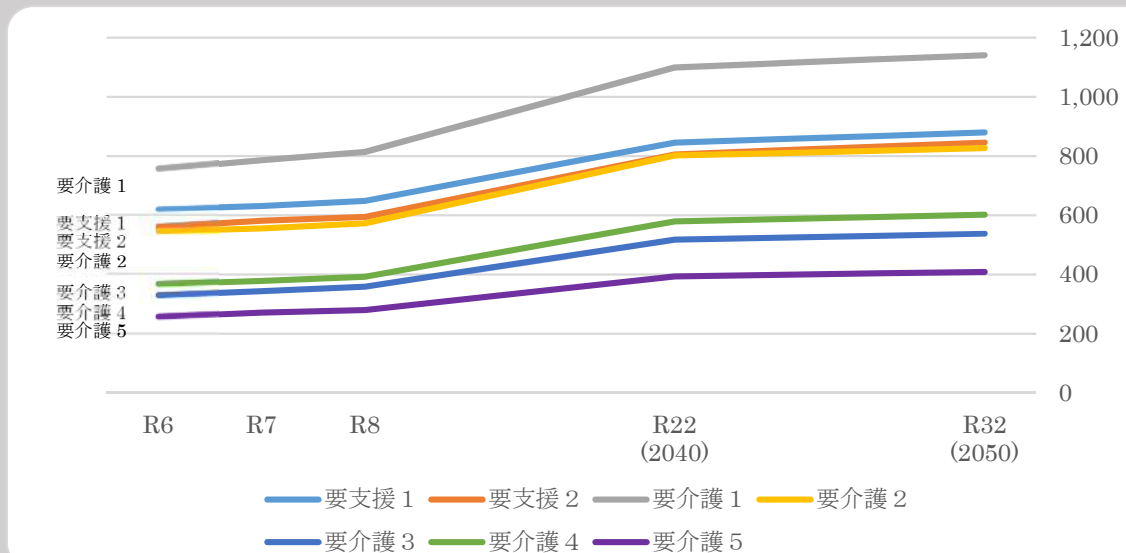
計画期間		第9期事業計画(推計)			将来推計	
		R6	R7	R8	R22 (2040)	R32 (2050)
第1号被保険者	要支援1	621	631	649	846	880
	要支援2	561	582	595	806	846
	要支援計	1,182	1,213	1,244	1,652	1,726
	要介護1	756	786	814	1,100	1,141
	要介護2	546	556	573	802	827
	要介護3	330	344	359	518	538
	要介護4	367	379	393	580	602
	要介護5	257	272	280	394	409
	要介護計	2,256	2,337	2,419	3,394	3,517
	計	3,438	3,550	3,663	5,046	5,243
	認定率(高齢者に占める割合)	16.7%	17.0%	17.4%	20.7%	21.0%
第2号被保険者	73	73	72	58	48	
合計	3,511	3,623	3,735	5,104	5,291	

※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、厚生労働省提供による「地域包括ケア『見える化システム』」により算出。

【恵庭市の認定者数の将来推計グラフ】

<各年10月1日現在>



2. 第8期事業計画の総括

第8期事業計画の取組みと成果

第8期事業計画では、「恵庭市に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態となっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。」を基本理念として、以下の5つの基本目標に基づき、事業を推進しました。重点施策の内、主な事業の取組と実績は以下のとおりです。

1) 地域における介護体制の充実

1. 介護サービスの基盤整備
○認知症共同生活介護（認知症グループホーム）2カ所、看護小規模多機能居宅介護1カ所、地域密着型特別養護老人ホーム1カ所を新規に整備しました。また、市内初の認知症対応型通所介護1カ所を整備しました。
2. 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進
○基準緩和型通所介護（通所型サービスA）事業を新規に開始しました。

2) 適切な介護保険事業の運営

1. 介護保険料の軽減
○第1号被保険者の内、保険料段階が1から3段階までの保険料負担額の軽減を実施しました。
2. 介護給付適正化に向けた取組み
○介護給付費適正化計画に基づき、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修・福祉用具の実地調査」などを行いました。

3) 社会参加・生きがいづくり活動の推進

1. 老人クラブ連合会と老人クラブ活動の充実と連携
○コロナ禍の中、感染拡大防止に留意しながら、新規に体力測定会などの事業を行いました。
2. ボランティア活動の推進
○恵庭市社会福祉協議会と連携し、介護支援ボランティアポイント事業を行い、高齢者の社会参加と生きがいづくりに努めました。

4) 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域ケア体制の促進
<p>○在宅医療・介護連携の取組みとして、在宅医療・介護連携支援センターを中心に、医療と介護の連携ルールの改定や研修会などを行いました。</p> <p>○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核として、高齢者の総合相談や困難事例への助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行いました。</p> <p>権利擁護の取組としては、令和 3 年度に恵庭市成年後見支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「中核機関」として位置づけ、高齢者や障がい者の権利擁護の取組みを充実しました。</p> <p>○健康診査等事業の推進に向けては、対象者へ必要に応じ生活習慣の改善につながる保健指導を実施し、その他脳ドック受診費用の助成、がん検診事業や肝炎ウイルス検査、予防接種の実施等について庁内関係部局や関係機関と連携し適切に事業実施に努めました。</p>
2. 介護予防と健康・元気づくりの推進
<p>○体力低下の防止や介護予防の取組みとして、高齢者が主体的に活動できるいきいき百歳体操サポーターの養成や通いの場の活動支援を行いました。</p> <p>○保健事業と介護予防の一体的実施として、後期高齢者の健康相談や介護予防事業を一体的に行い、商業施設などで気軽に相談ができる「プレミアム健康度チェック」等の事業を新たに行いました。</p>

5) 認知症施策の推進

1. 認知症施策の充実
<p>○認知症の理解促進を目的に、認知症サポーターの養成を行った他、認知症の方の生活を体験する VR 講座や映画上映を行いました。</p>

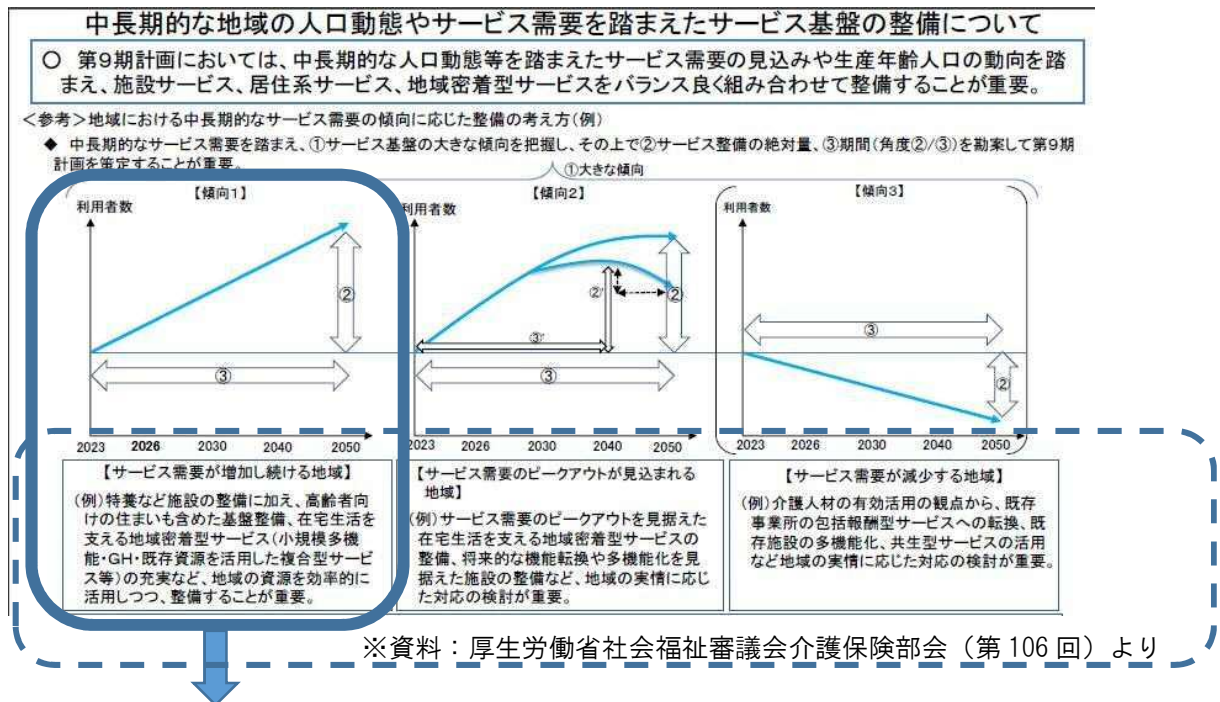
3. 第9期事業計画に向けた課題の検討

第9期事業計画の作成に反映する内容を、以下のとおり検討しました。

1) 国の基本指針（案）による見直しのポイント

① 介護サービス基盤の計画的な整備

中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを踏まえて、介護サービス基盤を計画的に確保する。



高齢者数の将来推計（再掲）

高齢者数の将来推計値を算出すると、団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年には29.7%となり、高齢者数も20,880人となることが予測されます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年については、高齢化率が36.6%となり、高齢者数も24,380人となることが予想され、これは恵庭市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることであり、その後も令和32（2050）年までは総人口の減少が続くも高齢化率の増加が予想されます。

要介護認定者数の将来推計（再掲）

高齢化の進展と共に認定者数も増加し、令和7年度（2025）年度には3,453人、認定率は16.2%となることが予測されます。その後も、令和22（2040）年には第1号被保険者の認定者数は4,590人、認定率が18.8%になると予想されます。その後は令和32（2050）年までは認定者数は緩やかに増加するものの、認定率は横ばいで推移することと予想しています。

② 在宅サービスの充実

居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの更なる普及を目指す。

⇒中長期的な視点から、令和 32（2050）年までは、高齢者数と要介護認定者の増加を見据えた介護サービスの施設整備と、在宅生活を支える介護サービス整備の検討が必要です。

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

ア 地域共生社会の実現

地域包括支援センターの体制整備を図るとともに、他機関との連携による世代を問わない相談体制の構築を目指す。

認知症に関する知識の普及啓発により、社会の理解を深める。

イ 医療・介護情報基盤を整備

デジタル技術を活用し、医療・介護間での連携を深める。

ウ 保険者機能の強化（介護給付適正化事業の見直し等）

現在の主要 5 事業を統廃合し、取組の重点化を図る。

⇒地域共生の観点から、関連分野との連携（重層的な支援）、デジタル基盤を活用した効果的・効率的な事業の推進や、介護給付適正化の重点化が求められています。

④ 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

介護職員の処遇改善、人材育成への支援、職場環境の改善、外国人材の受け入れ環境の整備などを総合的に実施する。

⇒介護人材の確保に向けた取組を北海道等と連携して推進していくことが求められています。

2) 各種アンケート調査より

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

○介護・介助が必要になった人の原因として、「高齢による衰弱」（フレイル）が 31.7%、次いで「骨折・転倒」が 17.8%となっており、身体的な機能の低下が介護につながる割合が高くなっていることから、身体機能低下の予防について取組むことの重要性を周知することが必要と思われる。

視点 1 ⇒フレイル予防・健康教育の取組み

○生きがいづくりや介護予防に大きな意義のある地域づくりの活動へ、参加者や企画・運営係として一定の割合で参加の意向が認められることから、参加しやすい地域づくり活動の在り方が求められています。

視点 2 ⇒住民主体の通いの場の創出・支援

○周囲に認知症の症状があると感じている人の割合が 1 割程度となっているが、認知症に関する相談窓口を知っている人の割合が 3 割を切っている状態であることから、認知症のそのものの正しい理解とともに、相談窓口の周知に取組むことが重要と思われる。

視点 3 ⇒認知症の理解の促進・相談対応の充実

■在宅介護実態調査

○今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援について、移送サービスや外出同行が上位であり、介護支援専門員からも同様のニーズが確認されていることから、高齢者の外出支援の充実が求められています。

視点 4 ⇒外出支援サービスの充実

○働きながら介護をしている人は 35.6%と前回調査より 3.3%増加し、今後の働きながら介護を続けていくことについては、7 割以上の人が何らかの困難さを感じており、在宅介護の負担軽減を図る必要があると思われる。

視点 5 ⇒在宅介護を支える介護サービスの整備

■在宅生活改善調査

○生活の維持が困難になる理由について、「認知症の症状の悪化」が 54.0%と最も高く、次いで、「生活支援の発生、増大」「身体介護の増大」となっている。

○現在の生活が困難になっている状況に対して、より適切な「住まい・施設」もしくは「住まい・施設・居宅サービス」への変更が必要と回答したものが、70%となっている。

視点 6 ⇒認知症に対応した在宅サービス・入居サービスの整備

■居所変更実態調査

○施設入居者が退去する理由の第 1 位が「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」で、過半数を占めている。

視点 7 ⇒医療と介護の連携の推進

■介護人材実態調査

○介護人材実態調査の結果、就業者に対する 20 代以下の若年層の雇用数が全体的に少ない状態です。また、また、サービスの種別で差はありますが、1～2 割の離職者がおり、介護人材の不足に影響を及ぼしていると思われます。このことから、特に学生・生徒を含めた若年層に対する介護の仕事の魅力の紹介や、離職防止に向けた取組みが必要と思われます。

視点 8 ⇒介護人材の確保・離職防止の取組みの推進

3) 第9期事業計画の基本理念・基本目標（案）

基本理念及び基本目標については、第8期事業計画までの考え方を継承するとともに、地域包括ケアシステムの一層の推進に向けて策定します。

第8期事業計画

第8期 基本理念

恵庭市に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態となっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

第8期 基本目標

- I 地域における介護体制の充実
- II 適切な介護保険事業の運営
- III 社会参加・生きがいつくり活動の推進
- IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進
- V 認知症施策の推進

第9期事業計画（案）

第9期 基本理念（案）

恵庭市に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態となっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

第9期 基本目標（案）

- I 地域における介護体制の充実
(継続)
- II 適切な介護保険事業の運営
(継続)
- III 社会参加・生きがいつくり活動の推進
(継続)
- IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進
(継続)
- V 認知症施策の推進
(継続)

4) 第9期事業計画における重点施策（重要事業の概要）

第8期事業計画から培ってきた既存の事業の継続を基本的な考えとしながら、これから迎える2025年、2040年を見据えて、基本目標に沿って既存の事業の編成を行います。上記基本目標案にそって、重点施策の概要を説明します。

I 地域における介護体制の充実

重点施策

1 介護サービス等の基盤整備（継続） 視点5・6

高齢者が中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域や家庭で生活を続けていくためには、地域の介護ニーズを分析し、それに合わせた介護サービスの提供が重要です。

第9期事業計画では、令和22年（2040年）を見込んだ中長期的な視点にたつて、介護サービスの需要を見込み、計画的にサービスの提供体制の整備を推進します。

2 介護保険サービスの質の向上（継続） 視点8

地域における介護体制の充実に向けて、ケアマネジメント機能の強化、適正なサービスの点検、また人材の育成や確保に係る事業を検討し、介護サービスの質の向上を図ります。

3 災害や感染症発生時、非常時における対応策（継続）

近年、増加している想定外の自然災害や、感染症への対応は、自力での避難が困難であったり、感染リスクが高い高齢者等にとっては、大きな課題です。

本市では、介護サービス事業所等と連携し、非常時における支援体制の整備を推進します。

II 適切な介護保険事業の運営

重点施策

1 効果的・効率的な介護給付の推進（継続）

非課税世帯への負担軽減、社会福祉法人による利用者負担の軽減等に加えて、効果的・効率的な介護給付費適正化に向けた取組みについて、別途定める恵庭市介護給付費適正化計画に基づき、主要3事業を柱として、介護給付費の適正化を推進します。

III 社会参加・生きがいつくり活動の推進

重点施策

1 積極的な社会参加の推進（継続） 視点2

高齢者の多様性や自発性が尊重される高齢社会を実現するため、高齢者が地域社会の中で豊かな経験と知識を活かし、積極的な役割を果たすことのできる地域社会づくりに努めます。

IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

重点施策

1 地域包括ケアシステムの深化（継続）

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、限られた人材で医療・福祉サービスの質を確保しながら必要なケアを適切に提供できるように、業務の効率化や PDCA サイクルによる評価を基に、地域包括ケアシステムの深化を推進します。

2 介護予防と健康・元気づくりの推進（継続） 視点1・7

高齢者が主体的に介護予防と健康・元気づくりに取り組めるよう、住民主体の通いの場の運営の支援を通じた地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職や大学等との連携を自立支援の取組みを推進します。

また、保健事業と介護予防の一体的実施により、保健・医療・介護の各種情報から地域課題を把握し、生活習慣病等の重症化予防とフレイル予防を一体的に推進します。

3 地域生活を支える環境整備の推進（継続） 視点4

高齢者の生活を守る取組みを推進すると共に、高齢者の利便性に配慮したまちづくりを推進します。

V 認知症施策の推進

重点施策

1 認知症支援策の充実（継続） 視点3

認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進大綱に沿って、「共生」と「予防」を両輪として、事業を推進します。

5) 施策の体系

基本目標	重点施策	施策メニュー	主な取組	記載に当たっての留意事項	
Ⅰ 地域における介護体制の充実	1 介護サービス等の基盤整備	【1】地域密着型サービスの基盤整備と充実	1 認知症対応型共同生活介護の整備 : 2 小規模多機能型居宅介護の整備 3 特定施設入居者生活介護の整備	①複合型サービス(検討)②中長期的な基盤整備 ③整備の在り方について議論の必要性	
		【2】介護予防・日常生活支援総合事業の充実	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①弾力化②新サービス創出の見込	
		【3】高齢者の居住安定に係る施策との連携	1 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の把握 2 有料老人ホーム等への指導監督 : 3 住まいと生活支援の一体的実施		
	2 介護保険サービスの質の向上	【1】ケアマネジメント機能の強化	1 介護支援専門員に対する支援と連携	①支援金・CMの人材確保	
		【2】介護サービスの質の向上・推進	1 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の運営指導の実施 2 地域密着型サービス事業所の運営状況の把握 3 事故再発防止に向けた取組み	①経営情報の公開	
		【3】人材の確保及び資質の向上	1 介護人材の確保と育成 : 2 業務効率化・質の向上に資する事業の推進 3 離職予防に対する取組の推進	①ハラスメント対策②外国人人材③生産性の向上④経営の大規模化⑤負担軽減	
	3 災害や感染症発生時、非常時における対応策	【1】災害への対策	1 災害への対策 : 2 福祉避難所(高齢者) 3 避難行動要支援者に対する体制づくり		
		【2】感染症への対策	1 平常時における感染症への備え : 2 感染症発生時の対応		
	Ⅱ 営 事 切 業 な の 介 護 連 携	1 効果的・効率的な介護給付の推進	【1】介護保険料の軽減	1 介護保険料の軽減	
			【2】介護保険サービス利用者負担の軽減	1 特定入所者介護サービス費の支給 : 2 高額介護サービス費の支給 3 社会福祉法人による利用者負担の軽減	
【3】介護給付費適正化に向けた取組み			1 要介護認定の適正化 : 2 ケアプランの点検・住宅改修等の点検 3 縦覧点検・医療情報との突合 : 4 介護給付費通知	①認定事務の効率化②主要3事業③給付費通知については、9月中に整理を検討	
Ⅲ 生 活 社 会 の 活 動 が 会 員 の 参 加 を 促 進 す る	2 積極的な社会参加の推進	【1】地域活動等への積極的参加の推進	1 老人クラブ連合会と老人クラブの活動の充実と連携 2 老人憩の家等を拠点とした生きがい活動の推進 3 社会福祉協議会との連携・強化 : 4 ボランティア活動の推進 5 福祉バスの運行 : 6 生涯学習・文化活動・スポーツ活動等の促進 7 高齢者健康増進助成券の発行		
		【2】就労支援	1 就労情報の提供や就労機会の促進		
Ⅳ 患 者 版 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 深 化 ・ 推 進	1 地域包括ケアシステムの深化	【1】在宅医療・介護連携の推進	1 在宅医療・介護連携推進事業の充実	①デジタル技術を活用したデータ連携体制の構築	
		【2】地域包括支援センター機能の充実と体制の強化	1 総合相談支援事業の推進 : 2 介護予防ケアマネジメント事業の推進 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進 : 4 権利擁護事業の推進	①保険者機能強化推進交付金の評価項目を踏まえた取組みについて言及	
		【3】情報発信等の充実	1 情報発信等の充実		
		【4】地域における見守り、支えあいの推進	1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進 2 民生委員児童委員、地区民生委員児童委員連絡協議会との連携 3 町内会・自治会との連携		
		【5】権利擁護施策の推進	1 高齢者虐待に関する早期発見・早期解消の取組み 2 成年後見制度の普及・啓発 : 3 成年後見制度利用支援事業の推進		
		【6】地域ケア会議の推進	1 地域ケア会議の実施		
		【7】包括的な相談支援体制の構築	1 包括的な相談支援体制の構築		
		【8】生活支援体制整備事業の推進	1 生活支援体制整備事業の充実	①重層的な支援体制構築②ケアラー等の家族支援	
	2 介護予防と健康・元気づくりの推進	【1】一般介護予防事業の推進	1 訪問相談活動の推進 : 2 健康づくり・介護予防の普及啓発の促進 3 介護予防に資する住民主体の通いの場の拡充 4 リハ専門職による通いの場の支援 5 データを活用した健康づくり・介護予防事業の推進		
		【2】保健事業の推進	1 特定健診・健康診査・保健指導の実施 : 2 脳ドック受診費用の助成 3 がん検診事業の実施 : 4 肝炎ウイルス検査の実施 : 5 予防接種の実施 6 歯科健康診査の実施 : 7 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の実施 8 健康教育・健康相談の充実 : 9 歩くことを通じた健康づくり		
【3】保健事業と介護予防の一体的実施の推進		1 保健事業と介護予防の一体的実施の推進			
3 地域生活を支える環境整備の推進	【1】安全・安心なまちづくりの推進	1 高齢者向け住宅の推進 : 2 応急手当の普及推進 : 3 防犯活動の推進 4 消費者被害の防止 : 5 交通安全対策の推進 : 6 福祉のまちづくりの推進 7 養護老人ホーム入所措置の実施			
	【2】生活支援サービスの充実	1 外出支援サービス事業の推進 : 2 除雪サービス事業の推進 3 緊急通報サービス事業の推進 4 訪問理美容サービス事業の推進 5 配食サービスの充実 6 有償ボランティア事業の推進			
Ⅴ 認 知 症 施 策 の 推 進	1 認知症施策の充実	【1】普及啓発	1 認知症に関する理解促進 : 2 相談先の周知		
		【2】予防	1 認知症予防に資する可能性のある活動の促進		
		【3】医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	1 早期発見・早期対応の整備 : 2 認知症の方の介護者の負担軽減の推進	①ケアラー等の支援	
		【4】認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援	1 認知症バリアフリーの推進 : 2 社会参加支援	①チームオレンジ	

4. 第9期事業計画の基盤整備と保険料について

① 第9期事業計画内での基盤整備

介護サービス基盤 No.1	実施	○	時期	R7・R8年度から供用開始
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	整備数	2ヵ所(2ユニット×2ヵ所)		
	定員	36人(18人×2ヵ所)		
<p>考察内容</p> <p>市内には14ヵ所のグループホームがあり、R5.8.1現在で入居率100%です。1施設(入居定員18人)が来年度供用開始予定である点を考慮しても、今後も認知症高齢者が増加する傾向が続くことから、認知症グループホームの整備は必要と思われます。</p>				
介護サービス基盤 No.2	実施	○	時期	R8年度から供用開始
小規模多機能型居宅介護	整備数	1ヵ所		
	定員	29人		
<p>考察内容</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、利用者が自身の住まいや地域で生活し続けられるよう支援するための施設です。これにより、長期間にわたって住み慣れた生活環境を維持することが可能となります。</p> <p>24時間対応や多様なサービスを提供することで、家族にかかる介護負担を軽減し、介護離職の減少にも効果がみこめます。登録外者への泊り利用の提供など、短期入所のニーズの一部を担うことも期待できることから、整備の必要性が高いと思われます。</p>				
介護サービス基盤 No.3	実施	○	時期	R8年度から供用開始
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	整備数	1ヵ所		
	定員	100人程度想定		
<p>考察内容</p> <p>特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居する高齢者に対し、介護や日常生活上の支援を行うサービスです。市内には、3ヵ所の介護付有料老人ホームがありますが、入居率は94%程度であり、今後の高齢者人口の増加を見据えると、ニーズは今後も増えることが予想されます。</p> <p>要介護度が高い方も入居されており、老健等の入所施設を補完する役割もあることから、他施設からの転換も含めて整備を計画します。</p>				

② 基盤整備と影響額

$$\begin{aligned}
 (\text{基準額への影響額}) &= (\text{年間の給付費}) \\
 &\quad \times (\text{1号保険者の負担割合：23\%}) \\
 &\quad \div (\text{1号保険者数：約2万人}) \\
 &\quad \div (\text{月額にするため12で割る})
 \end{aligned}$$

サービス名	1施設当たりの 基準額への影響額 (円)
認知症 GH	50
小多機	39
特定施設入居者生活介護 (100人規模)	133

③ 介護給付費準備基金

令和4年度実績			令和5年度見込み		
歳入	1号保険料	1,014,635	歳入	1号保険料	1,046,841
	計	1,014,635		計	1,046,841
歳出	保険給付	4,243,571	歳出	保険給付	4,658,121
	地域支援事業	359,096		地域支援事業	430,364
	計	4,602,667		計	5,088,485
基金積立額		53,755	基金積立額		390
基金残高		819,819	基金残高		820,209

単位 (千円)

基金 1億円当たりの影響額 (月額) 133円

9期中間年 (R7) の高齢者推計値を用いて算出

100,000,000円 ÷ 20,880人 ÷ 36ヵ月 = 133円

※介護保険料月額基準額については、今後、令和6年4月には介護報酬の改定が予定されており、その影響を踏まえ、今後集計作業を行い、介護保険料月額基準額を算定します。